

# 千葉県報

定例  
令和7年10月10日

主  
要  
目  
次

石川県の一部の地域における県税の申告等の期限の指定

いか釣り漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間

なまこ漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定

地方自治法に基づく公金事務の委託

選挙管理委員会告示

地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数

昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示

公安委員会告示

警備員指導教育責任者講習の実施（二件）

公  
告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出（二件）

土地改良区役員の退任及び就任

建設業法に基づく処分

人事委員会公告

令和七年度千葉県警察官採用試験（県内第三回）の実施

特定調達公告

入札公告

告

示

千葉県告示第五百十号

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）第八条第一項の規定により、令和六年千葉県告示第三十二号（令和六年能登半島地震による被災者に対する県税の申告等の期限の延長）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。

令和七年十月十日

都道府県名	地	千葉県知事
石川県 輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町		熊谷俊人

千葉県告示第五百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、いか釣り漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

いか釣り漁業

2 船舶の総トン数

五トン以上二十トン未満

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 操業区域

千葉県海面

5 漁業時期

周年

6 漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

漁業を営む者の資格

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第九項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が

千葉県の区域内に有する者

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域内にある者

神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域内にある者

許可又は起業の認可を申請すべき期間

一隻

百四隻

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

許可又は起業の認可を申請すべき期間

一

令和七年十月十日から十一月十日まで

## 千葉県告示第五百十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、なまこ漁業につき、制限措置及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

## 一 制限措置の内容

1 漁業種類	なまこ漁業
2 漁業時期	周年
3 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格 許可をすべき漁業者の数

千葉県告示第五百十三号  
漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。  
なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年十月十四日から発生する。

令和七年十月十日  
千葉県知事 熊谷俊人

勝浦市加入区

## 千葉県告示第五百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条の二第一項の規定により、  
公金事務を次のとおり委託した。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金	指定をした日	委託をした日
千葉県住宅供給公社	千葉市中央区栄町 一番一六号	用料	四月一日 令和七年	四月一日 令和七年
	千葉県県営住宅の 家賃及び駐車場使 用料			

千葉県選挙管理委員会告示第四十三号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項(条例の制定又は改廃の請求)及び第七十五条第一項(監査の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の五十

第九号(令和五年九月一日免許)以外の 第一種共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第五十 号(令和五年九月一 日免許)の組合員行 使権者	の組合員行使権者
	号(令和五年九月一 日免許)の組合員行 使権者	

分の一の数、同法第七十六条第一項(議会の解散の請求)、第八十一条第一項(長の解職の請求)及び第八十六条第一項(副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項(議員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、それぞれ次のとおりである。

令和7年10月10日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇五、一四〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数七五七、一二四人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区	一六、一三五人
千葉市中央区選挙区	六〇、八七六人
千葉市花見川区選挙区	四九、六二一人
千葉市稻毛区選挙区	四四、二四一人
千葉市若葉区選挙区	四一、〇八二人
千葉市美浜区選挙区	三五、五六六人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一八、九六六人
館山市選挙区	一二、六〇八人
木更津市選挙区	三七、七九二人
野田市選挙区	四二、七三五人
茂原市選挙区	二四、六三三人
成田市選挙区	三五、一九二人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、三三三人
東金市選挙区	一五、九〇九人

旭市選挙区

習志野市選挙区

柏市選挙区

勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区

市原市選挙区

流山市選挙区

八千代市選挙区

我孫子市選挙区

鴨川市・南房総市・安房郡選挙区

鎌ヶ谷市選挙区

君津市選挙区

富津市選挙区

浦安市選挙区

四街道市選挙区

袖ヶ浦市選挙区

八街市選挙区

印西市・印旛郡栄町選挙区

白井市選挙区

富里市選挙区

匝瑳市選挙区

香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区

山武市・山武郡選挙区

大網白里市選挙区

千葉市選挙区

昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定)の一部を次のように改正する。

千葉県選挙管理委員会告示第四十四号  
昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年10月10日

表銚子市選挙管理委員会の項銚子市第三保育所の目、銚子市高神青年館の目、銚子市三

一七、二一四人

四八、二二五人

一二〇、四五五人

一九、〇〇〇人

七五、二〇六人

五六、六五三人

五六、六二四人

三七、二四六人

二〇、六三五人

三一、〇五三人

二二、七七一人

一一、七六五人

四八、〇四一人

二五、九九六人

一八、〇七一人

一八、五三〇人

三四、七九三人

一七、〇四七人

一三、三二五人

一九、四七六人

二五、三六二人

二五、七五三人

一三、六二五人

一三五、二八四人

一五六、四一五人

一三五、八一四人

千葉県公安委員会告示第34号		講習業務の委託
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。		講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
令和7年10月10日		7 受講申込手続等
千葉県公安委員会委員長 飯田浩子		(1) 受講申込手続
講習に係る警備業務の区分		ア 申込方法
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習の期日及び時間		受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあっては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
令和7年10月10日		なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
講習の場所		イ 受講申込票受付期間等
千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階		令和7年11月4日（火曜日）から7日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
受講対象者		(2) 受講者決定通知
(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者		受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者		なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
(3) 規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの		(3) 受講手続等
(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者		ア 受講手続
(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの		受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。
受講申込書受付期間等		イ 受講申込書受付期間等
令和7年11月17日（月曜日）から21日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで		令和7年11月17日（月曜日）から21日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
ウ 添付書類		(ア) 4(1)に該当する者
1号警備業務に従事していったことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書		(イ) 4(2)に該当する者
合規証の写し		合規証明書の写し
(ウ) 4(3)に該当する者		合規証明書の写し及び警備業務従事証明書
合規証の写し		(エ) 4(4)に該当する者
合規証の写し		



## ウ添付書類

(ア)4(1)に該当する者

1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ)4(2)に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ)4(3)に該当する者

合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ)4(4)に該当する者

合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ)4(5)に該当する者

合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4)受講手数料等

受講手数料

ア受講手数料

イ納入方法

現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入する」と。  
なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043(201)0110

千葉県

千

△

出

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。  
その届出及び添付書類は、令和七年十月十日から令和八年二月十日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十日から令和八年二月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

第14083号

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷俊人

一届出の概要

1大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ亀ヶ原店

館山市亀ヶ原字苗代町六一三番一ほか
2大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町二、五一二番地
ロ当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
大規模小売店舗の新設をする日
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町二、五一二番地
3大規模小売店舗の面積の合計
令和八年五月三十日
4大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三三二平方メートル
5駐車場の収容台数
五一台
6駐輪場の収容台数
三八台
7荷さばき施設の面積
四八平方メートル
8廃棄物等の保管施設の容量
七立方メートル
9大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
10駐車場の自動車の出入口の数
二か所
11駐車場の自動車の出入口の数
二か所
12荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
13届出年月日
令和七年九月二十九日
14縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び館山市経済観光部雇用商工課
15大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規

令和7年10月10日(金曜日)

千葉県

報

第14083号

小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年十月十日から令和八年二月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十日から令和八年二月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

二か所  
12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日  
令和七年九月二十六日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工振興企業立地課

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス飯仲店  
成田市飯仲字向台七番一二
  - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号  
当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
  - 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和八年五月二十七日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、一九四平方メートル駐車場の収容台数  
三九台駐輪場の収容台数  
二〇台荷さばき施設の面積  
六五平方メートル廃棄物等の保管施設の容量  
六立方メートル大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時まで  
駐車場の自動車の出入口の数

一 退任理事  
成田市土室三七五番地  
猿山四二六番地  
東和田三二一番地  
吉岡一、一七〇番地一  
赤荻一、〇五〇番地  
倉水八七番地

二 退任監事  
香取郡多古町喜多四五四番地  
山武郡芝山町大里二、四三八番地  
小池一、二二二二番地二  
殿部田三五二番地  
横芝光町谷台四二四番地

三 就任理事  
山武郡芝山町高田三二九番地一  
成田市吉倉四二五番地  
香取郡多古町林一、二七二番地  
木木田内屋島澤塚井木尾

飯小秋及小木  
島倉山川澤内  
虎哲孝昭  
貢一弥直一博

山甲木  
倉田川  
泰暢優  
克正弘昭一  
美勝一博夫  
貢治一雄  
鈴大石木  
木木田内屋  
鶴飯石  
島澤塚井  
鈴成木尾  
政清美

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、成田用水土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和七年十月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十八項の規定により、成田用水土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。



六 第一次試験		3 受験資格等の調査		2 第二次試験		備考	
教養試験	試験の方法	期	日	論文（作文）	試験の方法	内 容	なお、その基準は、別表のとおりとする。
令和八年一月十七日（土）	第一次試験	試験の期日及び場所	受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。	試験	論文（作文）	基礎能力検査を選択した受験者に対し、警察官A（男性）及び警察官B（女性）による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験（論文試験）を、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験（作文試験）を行う。	語学（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）、情報処理、財務、武道（柔道・剣道・空手道）、スポーツ経験及び文化部門経験について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。
免許本部	試験の場所	査	査	適性検査	体格・体力検査	人柄、性向等について面接等による試験を行う。	なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加点を行う。
千葉県警察本部交通部運転	査	査	査	身体検査	体格・体力検査	素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。	なお、その基準は、別表のとおりとする。

基礎能力検査		令和八年一月六日(火曜日)から十八日(日曜日)までのうち、受験者が選択する日	(千葉市美浜区浜田二丁目一番) S P I 3 テストセンター会場(リアル会場又はオンライン会場)のうち、受験者が選択する会場
第二次試験		令和八年二月上旬から中旬までの間に行う。	
七 合格者の決定及び発表			なお、詳細は、千葉県のホームページにおいて発表する。
八 第一次試験合格者			第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和八年二月三日(火曜日)(予定)に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。
九 最終合格者			第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、令和八年五月上旬に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。
十 採用候補者名簿の作成及び採用方法			なお、合否の結果について書面により本人に通知する。
十一 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に決定した後一年以上を経過した場合には失効させる。			採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。
十二 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)のうちから、千葉県警察本部長が名簿登載者の意向を確認した上、その採用の時期とともに決定する。			採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)のうちから、千葉県警察本部長が名簿登載者の意向を確認した上、その採用の時期とともに決定する。
十三 受験手続			受験手続
十四 申込方法			インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和七年十一月九日(火曜日)までに千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区長洲一丁目九番一号)まで申し出る。受験申込書は、同課宛てに提出する。
十五 受付期間			令和七年十一月十八日(火曜日)から十一月二十一日(月曜日)まで。
十六 その他			同日午後五時までに受信したもの(郵送の場合は同日までの消印のあらわし、持参の場合は同日午後五時までに持参したもの)に限り受け付ける。
十七 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照する。			
十八 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封する。			2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封する。
十九 別表			別表
二十 検査項目			検査項目
二十一 視力			視力
二十二 色覚			色覚
二十三 関節及び五指の運動			関節及び五指の運動
二十四 腕立て伏せ			腕立て伏せ
二十五 反復横跳び			反復横跳び
二十六 立ち幅跳び			立ち幅跳び
二十七 握力			握力
二十八 備考			備考
二十九 教養試験を選択した受験者については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。			教養試験を選択した受験者については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。
三十 特定調達公告			特 定 調 達 公 告
三十一 次のとおり一般競争入札に付する。			この特定調達公告に掲載される入札公告等は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
三十二 入札公告			入札公告
三十三 令和7年10月10日			令和7年10月10日
三十四 千葉県企業局長 野 村 宗 作			千葉県企業局長 野 村 宗 作
三十五 1 入札に付する事項			1 入札に付する事項
三十六 (1) 購入等件名及び数量			(1) 購入等件名及び数量 千葉県企業局舎ビルメンテナンス業務委託 一式
三十七 (2) 調達案件の仕様等			(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
三十八 (3) 履行期間			(3) 履行期間 契約日から令和10年3月31日まで(役務の提供期間は令和8年2月1日から令和10年3月31日までとし、その前の期間は準備期間とする。)
三十九 (4) 履行場所			(4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所
四十 (5) 入札方法			(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
五十一 (6) 電子入札の利用			(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

<p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号から第7号まで又は第8号に掲げる事業について、同項の登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 清掃業務については、令和3年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の清掃業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。</p>
<p>3 入札書の提出場所等</p>
<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先</p>
<p>千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589</p>
<p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-eplus.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-eplus.supercals.jp/portalPublic/</a></p>
<p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年10月10日から29日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p>
<p>(4) 入札書の提出期限</p>
<p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年11月20日午後5時</p>
<p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年11月20日午後5時</p>
<p>(5) 開札の日時及び場所 令和7年11月21日午前9時 千葉県企業局入札室</p>
<p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p>
<p>(1) この入札は、別に定める「千葉県企業局特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及び「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p>
<p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p>
<p>5 低入札価格調査</p>
<p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p>
<p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p>
<p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p>
<p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p>
<p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。</p>
<p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p>
<p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p>
<p>6 その他</p>
<p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
<p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>
<p>ア 入札保証金 免除</p>
<p>イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程（昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第145条の規定によるものとする。</p>
<p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前までの間ににおいて、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>
<p>(4) 入札参加資格の確認</p>
<p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>
<p>(ア) 提出期限 令和7年10月29日午後5時</p>

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 令和7年10月29日午後5時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他の入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の上水道事業会計予算、工業用上水道事業会計予算又は造成土地管理事業会計予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Complex maintenance services for the new building of the Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 20 November, 2025
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年10月10日

競争入札

11月1日

千葉県知事 熊谷俊人

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項  
①電子決裁・文書管理システムサーバ機器等賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和7年7月24日 ④富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目15番12号 ⑤280,381,200円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年6月13日

11月1日